

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 5 日

各正会員 事務局長 様

社団法人 全国産業廃棄物連合会
理事・事務局長 内藤 勝 司

廃棄物処理法に定める委託契約書等の電子化について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近、都道府県協会会員事業者から当連合会に対し、委託契約書の電子化の可否についての問い合わせが数件寄せられました。

当連合会において環境省に問い合わせたところ、別紙のとおり廃棄物処理法に定められている委託契約書等については、電子化が認められていることが確認できました。

このことについては、既に平成 1 7 年 4 月から施行されているところですが、会員事業者に必ずしも周知されていないようですので、あらためて周知をお願い致します。

担当：総務部 古川

●委託契約書等の電子化について（概要）

法令によって民間事業者に保存が義務付けられている書面の電子化を認める「e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）」が、平成17年4月に施行されている。

e-文書法の施行に伴い、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が制定され、廃棄物処理法に定められている委託契約書等についても、従来の書面（紙）による作成・保存等に代えて、「電磁的保存・作成・交付」が可能となっている。

具体的には、パソコンの文書作成ソフトを使用した電磁的な委託契約書の作成等や、従来の書面（紙）による委託契約書をスキャナーでパソコンに読み込み電磁的に保管する方法が認められている。

また、電磁的に作成される委託契約書の要件について、廃棄物処理法では委託基準を遵守すること以外に特段の定めは無く、一般的に用いられているソフトにより作成した書面、帳簿等で差し支えないとされており、「電子署名及び認証業務に関する法律」による「電子署名」は義務付けられていない。勿論、民事上の契約の効力をより確実なものとするため「電子署名」を用いることも可能である。

電磁的作成・保存等が可能となっている廃棄物処理法上の書面（産業廃棄物処理業関係）は次のとおり。

- ・帳簿の作成、保存（法第14条第15項、法第14条の4第16項）
- ・収集運搬車両等に備え付けなければならない書面（許可証等）の保存（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）
- ・産業廃棄物の委託における委託契約書及び添付書類の作成、保存（令第6条の2第3号～第5号、令第6条の6第2号）
- ・産業廃棄物の再委託における書面による排出事業者の承諾書の保存、再受託者に引き渡す文書の交付（令第6条の12第3号、令第6条の15第2号）

以上

なお、電磁的に作成される委託契約書には、印紙税は課されないこととなっております。